

専門学校麻生看護大学校 学則

第1章 総則

(設置の目的)

第1条 専門学校麻生看護大学校(以下、本校とする。)は、保健師助産師看護師法の規定に基づき、豊かな人格形成と保健・医療・福祉に必要な専門知識及び技術に関する教育を行い、広く地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は専門学校麻生看護大学校と称する。

(位置)

第3条 本校は福岡県飯塚市芳雄町3番83号に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度、外部の識見を有する者による評価(以下「第三者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 自己評価及び第三者評価の実施並びに結果の公表に関し必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、定員及び修業年限、休業日

(課程、学科、定員及び修業年限)

第5条 本校の課程、学科、定員及び修業年限は次のとおりとする。

課程名	学科名	入学定員	総定員	修業年限	備考
看護専門課程	看護科	60名	180名	3年	昼間・男女

2 1学年、30名の2クラス編成とする。

(在学限度)

第6条 在学年数の限度は6年とする。ただし、同学年在学は2年を超えることができない。

(学年、学期の開始及び終了)

第7条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 4月29日より5月5日まで

(4) 春季休業：3月修了式の翌日から3月31日まで

(5) 夏季休業：7月終了式の翌日から8月16日まで

(6) 冬季休業：12月終了式の翌日から1月4日まで

(7) 創立記念日：6月1日

2 校長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更し、又は臨時に学業を課すことがある。

第3章 本校の組織及び会議

(組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

学科名	校長	校長を補佐する者	教務主任	専任教員	講師	事務員	校医
看護科	1名	1名	1名	10名以上	30名以上	1名以上	1名

2 本校の教職員の円滑公正な職務遂行を図るため、必要な事項を別に定める。

(会議)

第10条 学校の円滑公正な運営を図るため、次の会議を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) カリキュラム会議
- (4) 講師会議
- (5) 実習指導者会議
- (6) 入学者選抜会議
- (7) 単位認定会議
- (8) 卒業判定会議

2 各々の会議に関し必要な事項は別に定める。

第4章 教育課程及び授業時間数

(教育課程)

第11条 本校の教育課程は、課程修了に必要な科目を各年次に配分し編成する。

2 科目名称及び単位数・時間数は別表Iのとおりとする。

(単位計算の方法)

第12条 科目の単位数は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 学内における実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習は、40～45時間をもって1単位とする。

第5章 科目履修及び課程の修了の認定

(科目の履修、単位の認定)

第13条 科目の学習の評価は学科試験、実習評価及び出席状況、日常の学習状況、学習報告などを総合して行う。

2 出席時間が所定時間の3分の2に満たない者は科目の評価を受ける資格を失う。

3 学習の評価は各科目100点を満点とし、60点以上を合格点とする。

4 学習の評価が合格点に満たない者は講義科目については再試験を受けることができ、又、実習科目については再実習を行い、再評価を受けることができる。

5 疾病その他、やむを得ない理由により学科試験及び実習を終了しなかった者は追試験及び追実習を受けることができる。

6 学習の評価で60点以上の合格と認められた科目は、その科目の履修を認定する。

7 科目の履修、単位の認定に関し必要な事項は別に定める。

(課程修了の認定)

第14条 科目履修の認定及び課程修了の認定は別に定める規程に基づき、校長が行う。

(大学等における既修得単位等の認定及び履修の免除)

第15条 放送大学等やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、教育課程の授業科目内容と同一内容の科目を履修した者については、個々の既修の学習内容を運営会議にて評価し、本校が教育課程の教科内容に相当するものと認めた場合には、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で、その履修に替えることができる。

- (1) 歯科衛生士
- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

なお、介護福祉士養成施設で、教育課程の授業科目内容と同一の科目を履修した者については、基礎分野に限り、個々の既修の学習内容を運営会議にて評価し、本校の教育課程の教科内容に相当するものと認

- めた場合には、その履修に替えることができる。
- 2 既取得単位等の認定及び履修の免除に関し必要な事項は別に定める。

第6章 入学

(入学時期)

第16条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第17条 本校の入学資格は、学校教育法第90条の規定に該当する男女とする。

(入学志願手続)

第18条 本校に入学を志望する者は、所定の書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第19条 入学者の選抜方法については、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

- 第20条 入学者の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、第34条に定める納付金を納入し、校長の指定する期日までに手続きを完了しなければならない。
- 2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
 - 3 入学許可をされた者は、入学前に高等学校の卒業証明書を提出しなければならない。提出しない者は入学許可を取り消す。

(転入学)

- 第21条 学年定員に欠員がある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。
- 2 転入学に関し必要な事項は別に定める。

(再入学)

- 第22条 退学若しくは在学年数の限度を超えたために除籍となった者が再入学を願い出た場合、選考の上これを許可することがある。
- 2 再入学に必要な事項は別に定める。

第7章 転学、休学、欠席、退学、卒業及び専門士称号

(転学)

- 第23条 在学中に他の学校養成所等に転学を希望するときは、所定の転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 転学を許可された場合、授業料、実習費は返還しない。
 - 3 転学した者が再び入学を希望するときは、第18条に定める手続きを経なければならない。

(留学)

- 第24条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する者は、校長の許可を受けて、1年間の期間を限度に留学することができる。
- 2 留学に関し必要な事項は別に定める。

(休学)

- 第25条 疾病その他やむを得ない理由によって休学しようとする者は、所定の休学願を提出し、校長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学期間は、原則として当該年度内とする。ただし、やむを得ない場合には、校長の許可を受けて当該年度末日の翌日から引き続き1年まで延長することができる。
 - 3 休学期間は、在学年数に算入しない。
 - 4 休学期間は通算して3年を超えることができない。

(復学)

- 第26条 休学期間満了のとき、又は休学の期間中にその理由がなくなったときは、所定の復学願を校長に提出し、その許可を得て、復学することができる。
- 2 復学時の学年は、休学許可時の学年とする。
 - 3 学則及び学生に関する規程については、復学時の学年の学則及び規定を適用する。

(欠席)

第 27 条 学生が欠席しようとするときは、その期間、期日及びその理由を校長に届け出なければならない。ただし、病気のため引き続き 7 日以上欠席しようとするときは、診断書を添えて届け出なければならない。

(退学)

第 28 条 退学しようとする者は所定の退学願を校長に提出し、許可を受けなければならない。
2 退学した者が再び入学を希望するときは、第 18 条に定める入学志願手続きを経なければならない。
3 退学の場合、授業料、実習費は返還しない。

(除籍)

第 29 条 以下の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。
(1) 在学年数が所定の年数を超える者
(2) 授業料その他を滞納し催告してもこれに応じない者
(3) 死亡の届出のあった者
(4) 行方不明の届出のあった者
(5) 第 25 条第 2 項に定める休学期間を超えてもなお修学できない者
(6) 正当の理由なく、欠席が長期にわたる者
(7) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者
2 除籍の場合、授業料、実習費は返還しない。
3 除籍された者が再び入学を希望するときは、第 18 条に定める入学志願手続きを経なければならない。

(復籍)

第 30 条 前条第 2 号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、これを許可することがある。
2 復籍に関し必要な事項は別に定める。

(卒業)

第 31 条 3 年以上在学し、第 14 条に定める課程修了の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(専門士称号)

第 32 条 本校の教育課程を修了した者は、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。

第 8 章 健康管理

(健康診断)

第 33 条 学校保健安全法第 13 条に基づき、校長は校医を置き、定期に又は臨時に健康診断を実施する。
2 前項の健康診断の結果に基づき、校長は疾病の予防措置、治療の指示、又は運動及び学習活動を制限する等適切な措置を講ずることがある。
3 その他健康管理に関し必要な事項は別に定める。

第 9 章 授業料、入学金

(授業料、入学金)

第 34 条 本校の授業料、入学金、その他必要とする納付金に関する事項は別に定める。

(納付金の改定)

第 35 条 経済事情の変化によって必要がある場合には、納付金を改定することがある。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 36 条 学業、操行共に優秀な者、その他善行があつて他の模範となる者があるときはこれを表彰することがある。
2 表彰に関し必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第 37 条 校長は、本校の学則に違反、本校の学生として本分に反する行為があつた場合において、教育上

- 必要と認めるときは、学生に対し懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒の種類は、訓告・停学及び退学の3種類とする。
 - 3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 遵守すべき本校学則及び規程に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為（犯罪行為）
 - (3) 人権を侵害する行為
 - (4) ハラスメント行為
 - (5) 情報倫理・学問倫理に反する行為
 - (6) 学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (7) 試験等における不正行為
 - (8) その他学生の本分に反する行為
 - 4 懲戒により退学となった者の再入学は認めない。
 - 5 その他、必要な事項は別途定める。

第11章 附帯教育事業

（附帯教育事業）

第38条 附帯教育事業として看護師養成2年課程（通信制）を設置する。

第12章 看護科通信課程

（設置の目的）

第39条 専門学校麻生看護大学校看護科通信課程（以下「本課程」という。）は、5年以上の就業経験をもった准看護師を対象に看護師として必要な専門的知識を、主に通信の方法により教授し、専門職者として必要な知識、技能、態度を備えた実践者を育成することにより、広く医療福祉社会に貢献することを目的とする。

（名称）

第40条 本課程は、看護科通信課程と称する。

（位置）

第41条 本課程は福岡県飯塚市芳雄町3番83号に置く。

（学科、定員及び修業年限）

第42条 本課程の学科名、定員及び修業年限は次のとおりとする。

別科の名称	入学定員	総定員	修業年限	備考
看護科通信課程	250名	500名	2年	2年課程（通信制）昼間・男女

（在学限度）

第43条 本課程の在学年数の限度は、4年とする。

（学年、学期の開始及び終了）

第44条 第7条と同じとする。

（休業日）

第45条 本課程の休業日を次のとおりとする。

- (1) 夏季休業：8月13日より8月15日まで
- (2) 冬季休業：12月28日より1月4日まで
- (3) 校長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更し、又は臨時に学業を課すことがある。

（組織）

第46条 本課程に次の教職員を置く。

校長	校長を補佐する者	教務主任	専任教員	添削指導員	非常勤	事務員
1名	1名	1名	10名以上	10名以上	必要数	1名以上

2 本課程の教職員の円滑公正な職務遂行を図るため、必要な事項を別に定める。

（会議）

第 47 条 本課程の円滑公正な運営を図るため、第 10 条に定める会議のほか添削指導者会議を置く。
2 各々の会議に関し必要な事項は別に定める。

(教育課程)

第 48 条 本課程の教育課程は、課程修了に必要な科目を各年次に配分し編成する。
2 科目名称及び単位数・時間数は別表Ⅱのとおりとする。

(授業方法)

第 49 条 本課程の授業方法は、印刷教材による授業及び対面授業、面接授業及び病院見学実習その他の方法によって行う。
2 本課程においては、教材の内容を質問票等により随時質問することができる。ただし、質問応答に要する郵送料は、学生の負担とする。

(科目の履修、単位の認定)

第 50 条 本課程における科目の履修、単位の認定に関し必要な事項は別に定める。

(課程修了の認定)

第 51 条 課程修了の認定は別に定める規程に基づき、校長が行う。

(大学等における既修得単位等の認定及び履修の免除)

第 52 条 第 15 条と同じとする。

(入学時期)

第 53 条 第 16 条と同じとする。

(入学資格)

第 54 条 本課程の入学資格は、次の各号に該当する者とする。
(1) 准看護師免許取得後 5 年 (60 か月) 以上業務に従事した者
(2) 本校への入学時点で准看護師免許取得後 5 年 (60 か月) 以上業務に従事すると見込まれる者

(入学志願手続)

第 55 条 第 18 条と同じとする。

(入学者の選抜)

第 56 条 第 19 条と同じとする。

(入学手続き及び入学許可)

第 57 条 第 20 条第 1 項及び第 2 項と同じとする。

(入学資格喪失による入学許可の取り消し)

第 58 条 本課程への入学時点で准看護師免許取得後 5 年 (60 か月) 以上業務に従事すると見込まれる者で、本校への入学許可を得た者は、入学時に別に准看護師として 5 年 (60 か月) 以上業務に従事した旨を証する就業証明書を校長に提出しなければならない。
2 前項の就業証明書確認の結果、准看護師として 5 年 (60 か月) 以上業務に従事したことを確認できない者は入学許可を取り消す。

(転入学)

第 59 条 第 21 条と同じとする。

(再入学)

第 60 条 第 22 条と同じとする。

(転学)

第 61 条 第 23 条と同じとする。

(休学)

第 62 条 第 25 条第 1 項と同じとする。
2 第 25 条第 2 項と同じとする。
3 第 25 条第 3 項と同じとする。
4 休学期間は通算して 2 年を超えることができない。

(復学)

第 63 条 第 26 条と同じとする。

(退学)

第 64 条 第 28 条と同じとする。

(除籍)

第 65 条 第 29 条と同じとする。

(卒業)

第 66 条 看護科通信課程は 2 年以上在学し、第 52 条に定める課程修了の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(健康診断)

第 67 条 学生は、毎年 4 月から 5 月末日までに健康診断を受け、診断書を校長へ提出しなければならない。

2 前項の健康診断の結果、異常が認められた場合、病院見学実習を認めない場合がある。

3 その他健康管理に関し必要な事項は別に定める。

(授業料、入学金等)

第 68 条 本課程の授業料、入学金、その他必要とする納付金に関する事項は別に定める。

(納付金の改定)

第 69 条 第 35 条と同じとする。

(表彰)

第 70 条 第 36 条と同じとする。

(懲戒)

第 71 条 第 37 条と同じとする。

(会計)

第 72 条 会計は、看護科通信課程につき別会計とする。

第 13 章 雑則

(各種規程)

第 73 条 その他、この規則に定めのない事項は別に定める。

附則

この規則は昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(再)

附則
この規則は平成 25 年 1 月 29 日から施行する。(専門課程告示)

附則
この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 32 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

別表 I、別表 II 省略